

排水設備設置資金融資の手続きの流れ

内容	対象者	必要書類	備考
融資の申込	申込者→市	・排水設備設置資金借入申込書(様式第1号) ・排水設備等工事の見積書 ・源泉徴収票、所得証明書等所得金額がわかる書類	

↓

申込書の審査	市		申込内容の審査
--------	---	--	---------

↓

審査の通知	市→金融機関	・排水設備設置資金借入希望者通知書(様式第2号) ・排水設備等工事の見積書(写) ・源泉徴収票、所得証明書等所得金額がわかる書類(写)	
-------	--------	---	--

↓

内容の審査	金融機関	〃	送付書類等により内容の審査
-------	------	---	---------------

↓

融資の決定	金融機関→申込者	排水設備設置資金融資決定(不承認)通知書(様式第3号)	融資の適否の決定
	金融機関→市		

↓

排水設備等工事	申込者(工事業者)		
---------	-----------	--	--

↓

竣工検査	市		
請求書(写)の提出	工事業者→申込者→市	請求書(写)	

↓

(見積額と請求額が異なる等変更がある場合)

(融資額等を変更する場合)	申込者→市	排水設備設置資金借入変更申込書(様式第4号)	・見積額>請求額の場合、必ず変更が必要 ・見積額<請求額の場合、融資額の増額を希望する場合に提出
(変更申込書の送付)	市→金融機関	・排水設備設置資金借入変更申込書(様式第4号)(写) ・請求書(写)	融資額の変更の場合は、この時点で請求書(写)も送付
(融資額等変更の審査)	金融機関		融資額等変更の可否の決定
(融資額等の変更)	金融機関→申込者	排水設備設置資金融資変更決定(不承認)通知書(様式第5号)	
	金融機関→市		

↓

検査合格通知・請求書 (写)の送付	市→金融機関	・工事竣工検査合格通知書(様 式第6号) ・請求書(写)	検査に合格したときに通知・送 付
検査合格通知の送付	市→申込者	工事竣工検査合格通知書(様 式第6号)	検査に合格したときに通知・送 付。

↓

融資の実行	金融機関→申込者		検査合格通知を受けた後、速 やかに融資を実行
	金融機関→市	排水設備設置資金貸付実行通 知書(様式第7号)	

↓

預託金の支払	市→金融機関		覚書により、融資額に対して5 で除して得た相当額を預託
工事代金の支払い	申込者→工事業者		

【その他の手続き】

融資状況報告	金融機関→市		毎月の融資状況を翌月10日ま でに報告
--------	--------	--	------------------------

【融資の条件】

限度額	100万円(1万円単位)		
利率	毎年度、市長と金融機関が協議して定める		
期間	60月以内		
償還方法	元利均等月賦償還、翌月から償還、繰上償還することができる。		
延滞利子	年14%		
担保・保証人	無担保・無保証人		